

財務省告示第三百九号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十七年七月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十七年八月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率	経過利子
利付国庫債券（十年）（第二百七 十一回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。この規定の適 用を受けけるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け	千四百九十九億四千九百九十 万	千四百九十九億四千九百九十 万	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものとす る。	平成十七年七月二十日	額面金額百円につき九十九円九 十銭	年一・二パーセント	日本郵政公社総裁は、払込金額

の 払 込 み

に 加 え 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し  
た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定 す る 期  
日 に 払 い 込 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.2 \times 30}{100 \times 365}$$

十 三 初 期 利 子

平 成 十 七 年 十 二 月 二 十 日 を 支 払  
期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し  
た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払  
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き  
は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う ( 以  
下 、 次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て  
規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ ) 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.2 \times 1}{100 \times 2}$$

十 四 第 二 期 以 後 の 利 子

毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十  
日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お  
い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す  
る 利 子 を 支 払 う 。

十 五 償 還 金 限

平 成 二 十 七 年 六 月 二 十 日  
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円

十 六 元 利 支

日 本 銀 行

十 七 払 込 期 日

平 成 十 七 年 七 月 二 十 日

十 八